

上野事務所ニュース

令和3年9月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

最低賃金改正について

地域別最低賃金が10月より更新される予定です。10月1日以降の勤務については、下記の最低賃金を適用してください。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10/1)	925	953	+28
埼玉 (10/1)	928	956	+28
東京 (10/1)	1,013	1,041	+28
神奈川 (10/1)	1,012	1,040	+28

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

月給制、日給制の場合は時間額に換算して比較します。例えば、1日の所定労働時間8時間で日給7,400円の場合には、7,400円÷8時間で1時間あたり925円となり、千葉県の最低賃金を下回るので、日給7,624円(953円×8時間)以上に変更してください。

算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。標準報酬月額決定通知書は、事務センターから直接事業所へ郵送されます。4、5、6月の給与データが記載されていますので、取扱いには十分注意し、開封の際は、代表者又は担当の方が行うようにしてください。

算定基礎届で決められた標準報酬月

額は、原則として今後1年間使用されます。ただし、昇給や降給などによって固定的な賃金に変更が生じ、報酬月額に2等級以上の差が生じた場合には、月額変更届を提出し、保険料の随時改定を行います。なお、残業代など非固定的な賃金が大きく変動しても、固定的な賃金に変更がなければ該当しませんので、ご注意ください。

失業手当の日額等の変更

令和3年8月1日より雇用保険の基本手当日額が変更となっています。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付の支給限度額も変更となりました。8月1日以後の支給対象期間から変更されます。

【基本手当日額の上限額】

離職時の年齢	改正前	改正後
29歳以下	6,845円	6,760円
30~44歳	7,605円	7,510円
45~59歳	8,370円	8,265円
60~64歳	7,186円	7,096円

【基本手当日額の下限額】

年齢に関係なく、全ての方

改正前	改正後
2,059円	2,061円

*基本手当日額は、退職前6か月における1日当たりの平均賃金額に給付率をかけたものです。

【高年齢雇用継続給付の支給限度額】

改正前	改正後
365,055円	360,584円

*支払いを受けた給与が支給限度額以上である場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、360,584円から支給対象月に支払われた賃金額を引いた額が支給されます。

【育児休業給付の支給限度額（上限額）】

改正前	改正後
休業開始から6か月 (支給率67%) 305,721円	301,902円
休業開始から6か月経過後 (支給率50%) 228,150円	225,300円

【介護休業給付の支給限度額（上限額）】

改正前	改正後
336,474円	332,253円

高齢受給者証と基準収入額適用申請

【高齢受給者証について】

健康保険の被保険者や被扶養者が70歳になると協会けんぽより「高齢受給者証」が交付されます。これは、医療機関窓口での自己負担割合を示す証明書となるので、医療機関の受診時には健康保険証と一緒に持参してください。

自己負担割合は、毎年9月1日時点での標準報酬月額によって決められます。

【70歳以上の被保険者】

標準報酬月額 26万円以下	標準報酬月額 28万円以上
2割	3割

【70歳以上の被扶養者】

被保険者が70歳未満	被保険者が70歳以上	
	被保険者の標準報酬月額 26万円以下	被保険者の標準報酬月額 28万円以上
2割	2割	3割

【基準収入額の適用申請について】

自己負担割合が3割の方であっても、前年の収入(年金や不動産収入を含むすべての収入。非課税のものは除く。)が下記「基準収入額」に満たない場合には基準収入額適用申請により、自己負担割合を2割へ変更することができます。

(下記の基準収入額以上の方は手続き不要です。)

負担割合の変更は、申請月の翌月からになります。適用期間は、申請月の翌月から8月末までです。

【基準収入額】

70歳以上の被扶養者がいない場合	70歳以上の被扶養者がいる場合	旧被扶養者がいる場合
383万円未満	520万円未満 *被保険者と70歳以上の被扶養者の収入合計額	520万円未満 *被保険者と旧被扶養者の収入合計額

*旧被扶養者とは、以前は健康保険の被扶養者で現在は後期高齢者医療制度に該当している方のこと

Q&A なぜなにどうして？



Q:在宅勤務制度の導入に伴い、新たに「在宅勤務手当」を支給したいと考えています。社会保険の月額変更届は、どのように考えれば良いのでしょうか。

A:新たに在宅勤務手当(実費弁償に当たらないもの)が支払われることになった場合、固定的賃金の変動に該当するため、随時改定(月額変更)の対象となります。在宅勤務手当の取扱いについて、日本年金機構は次のように見解を示しています。

①在宅勤務手当が労働の対償として支払われる性質のもの(実費弁償に当たらないもの)である場合

在宅勤務手当が、被保険者が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を事業主に返還する必要がないものであれば「報酬等」に含まれる。

例：事業主が被保険者に対して毎月5,000円を渡し切りで支給するもの

②在宅勤務手当が実費弁償に当たるようなものである場合

在宅勤務手当が、テレワークを実施するに当たり、業務に使用するパソコンの購入や通信に要する費用を事業主が被保険者に支払うようなものの場合、その手当が、業務遂行に必要な費用にかかる実費分に対応するものと認められるのであれば、当該手当は実費弁償に当たるものとして「報酬等」に含まれない。

上記の見解は、日本年金機構の基本的な考え方であるため、在宅勤務手当の支給要件や支給実態など、事業所ごとの在宅勤務手当の内容を踏まえて個別に判断する必要があります。